

## 第2章 保存管理計画

### 2-1 保存管理の現状

#### (1) 保存状況（破損状況）

赤れんが庁舎については、平成26年度（2014）の「北海道旧本庁舎（赤れんが）改修計画検討業務」において目視による破損調査を実施している。本計画では上記業務において把握した内容に加えて、新たに本計画策定のために確認した内容を加えて「ア 破損の概要」「イ 外部の破損」「ウ 内部の破損」にまとめる。

#### ア 破損の概要

屋根のスレート葺及び銅板葺は昭和58年（1983）の修理から約30年が経過し、積雪や凍結など厳しい環境の中で経年による破損が進行している。小屋内では雨漏りが生じており、今後、小屋材や軸部材に破損が及ぶことが懸念される。またスレートや換気塔の煉瓦、棟飾りの一部が脱落している。

外壁の煉瓦や石材の大半は建設当初のもので、火災に見舞われていること、建設から約130年が経過していることから、汚損や目地欠失等の破損が部分的に見られるが、全体としては健全な状況にある。ただし、車寄正面のアーチ頂部の亀裂は、構造上の問題から生じていると判断され、進行を抑止するために対策が必要である。

内部の床、壁、建具等の内装に関しては、昭和43年（1968）に復原改修されてから約50年の使用や経年により生じた破損、汚損、劣化が進行している。

#### イ 外部の破損

##### 基礎

基礎石や巾木石の表面に、層状の剥離や浮きがある。一部に割損も確認できる。地階開口部（窓）に嵌まる鉄格子が腐食膨張して、基礎石に割損が生じている。



図 2-1 基礎石の割損\_西面



図 2-2 基礎石天端の表面剥離\_西面



図 2-3  
鉄の腐食膨張による割損\_西面

##### 床面

正面玄関棟の表階段は摩耗し、部分的に割損が確認できる。裏階段（西面）の煉瓦タイル張は割損、剥離が複数生じている。また、周囲のアスファルト敷には大きく不陸が生じている。



図 2-4  
煉瓦葺の割損と欠失\_裏階段



図 2-5  
アスファルト敷の不陸\_裏階段



図 2-6  
石段の摩耗と割損\_正面玄関棟

### 壁面

正面玄関棟の正面アーチにはキーストーン沿いに煉瓦壁に亀裂が生じている。煉瓦壁には部分的な目地の欠失、入隅や軒廻りなどの雨だれ部分での汚損が確認できる。また、RC造煉瓦張とする南北の脇玄関では表面にエフロレッセンスが発生している。

持送り等の石材には基礎石と同様の破損が確認できる。



図 2-7 煉瓦壁亀裂\_正面玄関棟内側



図 2-8 煉瓦目地欠失\_西面



図 2-9 入隅部での煉瓦壁汚損\_東面



図 2-10  
エフロレッセンス\_南脇玄関

### 屋根

スレート葺は銅板葺との取合いの谷部や軒先で欠落、葺きの乱れが著しい。平葺でも東側で欠落が多い。小屋では野地板に雨漏り跡も広範囲に確認できる。

銅板葺は軒先でハゼが外れて銅板が捲れる箇所がある。谷部の銅板はコーキング補修が施されるなど劣化が著しい。

RC造煉瓦張の換気塔は、縦目地からの亀裂が多く確認され、煉瓦の一部には欠落や落下寸前のももある。表面にはエフロレッセンスも発生している。

棟飾りは一部で欠失している。破損した棟飾りは八角塔内部に保管している。

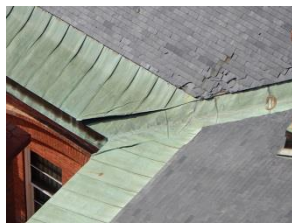


図 2-11  
スレートの欠落と銅板の捲れ\_軒先



図 2-12  
煉瓦張の剥落とエフロレッセンス\_換気塔

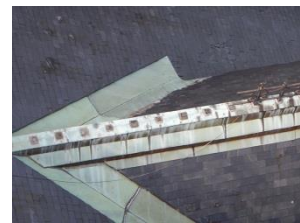


図 2-13 棟飾りの欠失

## ウ 内部の破損

### 床面

1～2階の主要な床材であるモザイクパーケット張は表面が摩耗し、部分的な欠失も確認できる。

廊下、階段、記念室のカーペット敷は摩耗した箇所が散見される。階段ではカーペットで覆われていない踏面で摩耗、塗装の剥離が確認できる。

1階や便所、地階各室の塩ビタイル張、塩ビシート張は劣化し、剥落や汚損が著しい。

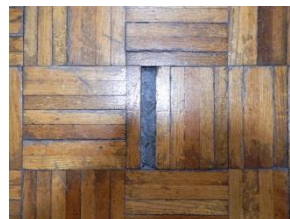


図 2-14  
モザイクパーケット張\_1号会議室



図 2-15 カーペット敷\_記念室



図 2-16  
カーペット敷と階段踏面\_主階段室

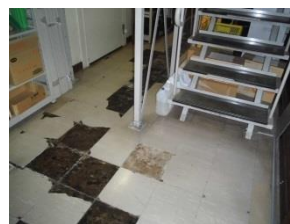


図 2-17 塩ビタイル張\_文書館書庫

### 壁面

現状の漆喰壁は、プラスターを塗重ね、さらにその上に塗装で仕上げられている。2階では外壁が入隅となる各部屋の壁面に雨染みが生じ、塗装の剥離、カビの発生、漆喰の剥落が確認できる。建具枠との取合い部では亀裂が生じている。

2階記念室のクロス張は雨染み、皺が生じ、下地の漆喰壁表面の劣化も確認できる。地階では背面出入口廻りの漆喰壁が漏水により大きく剥落している。

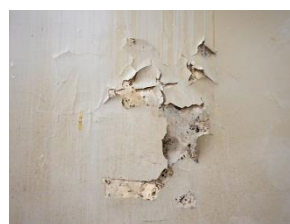


図 2-18 漆喰壁の破損\_1号会議室



図 2-19 クロス張の雨染み\_記念室



図 2-20 漆喰壁の亀裂\_1階中央廊下



図 2-21 壁の剥落\_地階主階段室

### 天井

正面玄関棟の漆喰天井は四周蛇腹との境で剥落が生じている（図 2-7）。北脇玄関では漆喰天井が剥落し、下からボードを打付けて応急処置を施している。

内部の主要な仕上げ材であるメタルシーリング張には目視で目立った破損は確認できない。



図 2-22 天井応急処置\_北脇玄関

建具

板戸には木材の収縮等により框と鏡板との間に隙が生じているものがある。沓摺は塗装が剥がれ、摩耗が著しい。地階背面出入口の鉄扉は外からの雨水侵入により下部の発錆が著しく、開閉が困難になっている。

窓では、塗膜の劣化、上下窓のガイドレールの擦切れといった破損が確認できる。



図 2-23  
沓摺の摩耗\_赤れんが北方領土館



図 2-24 鉄扉の発錆\_地階主階段室



図 2-25  
窓枠塗膜の劣化\_2号会議室



図 2-26  
上下窓の破損\_文書館閲覧室

その他

記念室のカーテンが紫外線劣化により繊維が破損し、大きく破れている。



図 2-27 カーテン破損\_記念室

(2) 管理状況

赤れんが庁舎は総務部総務課が中心となり維持管理を行い、建設部建築局建築保全課が一定規模以上の維持修繕を行っている。詳細は「2-3. 管理計画」に示す。

## 2-2 保護の方針

重要文化財（建造物）については、その保護の方針として「保護すべき部分の設定とその保護方針」と「保護すべき部位の設定とその保護方針」を定めることが望ましいとされており、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（平成 11 年 3 月、文化庁文化財保護部、以下「指針」と略す。）及び復原改修工事時の基本方針（附属資料②）に基づき、部分及び部位を設定し保護の方針を定める。

### (1) 赤れんが庁舎の保護における基本的な考え方

- ・ 外観は、昭和 43 年（1968）に復原された現状を維持する。  
史資料等により新たな事実が判明した場合には、該当範囲の変更を検討する。
- ・ 内部は、明治 44 年（1911）火災復旧後の状態を維持する。  
構造補強のために変更した範囲、防災避難上変更した範囲、利便性向上のために整備した範囲（便所、給湯室、照明、アルミサッシ、床等）は、必要に応じて改良、改修を行う。なお、部位によっては史資料等を参考とする。

※ 保存及び活用上の理由から赤れんが庁舎に変更を施そうとする場合には、有識者より助言を得て、文化財保護法における現状変更にあたるか否か文化庁と協議する。現状変更許可を伴う場合には、文化庁長官の許可を得て行う。

### (2) 部分の設定と保護の方針

屋根、外壁（各面）、各部屋などを単位とし、それぞれ「保存部分」「保全部分」「その他部分」の設定し、保護の方針を定める。

#### ア 保存部分

文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分で、主として、後述する「2-3.(4)部位の設定と保護の方針」で定める基準 1 又は 2 の部位により構成される。構造上特に問題を有する場合を除き、壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲については、公共の文化財という観点から、原則として保存部分とする。

#### 1) 該当範囲

共通	外壁（南・北脇玄関棟、大煙突を含む）、屋根（中央八角塔、屋根窓、換気塔、屋上バルコニーを含む）
正面玄関棟	内部（表階段を含む）
中央棟	地下 1 階（変電所 A・B、中央階段、南・北脇階段）、1 階内部（便所を除く）、2 階内部（便所・湯沸室・階段室を除く）、裏玄関階段

南翼棟	1階・2階内部（両階とも中央廊下を除く）
北翼棟	1階・2階内部（両階とも中央廊下を除く）

## 2) 保護の方針

現状を維持することを原則とするが、以下の場合に変更を検討する。

保存及び活用上必要な場合に変更を検討する。変更を加える場合には、躯体や他の部材への負荷を最小限に抑える。

## イ 保全部分

維持及び保全することが要求される部分で、主として基準3又は4の部位により構成される。内部においては、改造により文化財としての原状が失われている部分、厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分、管理・活用及び補強等のために改変が許される部分を含む。構造補強を主目的とした改変を行った部分及び附帯設備の改良により改変を行った部分を保全部分とする。また、エレベーターの設置を検討する1階5号会議室及び2階赤れんが北方領土館の北半分を保全部分とする<sup>1</sup>。

### 1) 該当範囲

中央棟	地下1階（変電所A・B、中央階段、南・北脇階段を除く）、1階便所、2階便所・湯沸室・階段室（小屋裏への回り階段）、1階5号会議室及び2階赤れんが北方領土館の北半分
南翼棟	地下1階、1階・2階中央廊下
北翼棟	地下1階、1階・2階中央廊下
中央八角塔	内部
南脇玄関	内部
北脇玄関	内部

## 2) 保護の方針

基本的に現状を維持する。現状の内観、仕様を変更する場合には、保存部分の雰囲気配慮したものとする。

## ウ その他部分

活用又は安全性向上のために改変が許される部分で、主として基準4又は5の部位により構成される部分。基準4及び5で構成される部分に該当する範囲はない。

## (3) 部位の設定と保護の方針

<sup>1</sup> エレベーター設置検討の詳細は、第5章「活用計画」及び「附属資料④バリアフリー対策工事の検討内容」に示す。

一連の部材等（室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠、棟飾り等）を単位として、部位を設定し、基準1～5に区別して保護の方針を定める。基準は、前述の文化庁作成の「指針」に定める基準に準じ設定する。

#### <基準1>

材料自体の保存を行う部位。装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要とされる部位、特殊な材料又は仕様である部位、主要な構造を構成する部位。「復原のための変更<sup>2</sup>」「保存のための変更<sup>3</sup>」に該当する部位のうち、屋根（軒先を含む）、1・2階床、避雷針を除いて基準1とする。

該当範囲： 主要構造部（煉瓦壁、石積、煉瓦積ヴォールト、鉄梁）、煉瓦敷、壁面（巾木、腰壁、集合煙突、鋳鉄製面格子）、天井（メタルシーリング張、中心飾）、窓廻り（木製建具、窓枠、窓台、カーテンボックス等）、出入口廻り（木製建具、スチール戸、鋼製防火扉、戸枠、沓摺等）、階段（中央・脇階段、基礎石、木・石・鋳鉄製支柱、煉瓦積アーチ）、屋根（屋根窓、換気塔）、小屋組、大煙突等

#### <基準2>

材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位。定期的な材料の取り替えや補修が必要とされる部位。写真から復原したシャンデリア及び推定復原とされるペンダントは基準2とする。

該当範囲： 屋根（銅板葺、スレート葺、軒先）、壁面（漆喰壁）、天井（塗装）、照明（シャンデリア、ペンダント）等

#### <基準3>

主たる形状及び色彩を保存する部位。活用又は補強等のため特に変更が必要な部位、保存部分との調和が求められる部位。維持保全上、仕様を変更して形態のみを復原したものは基準3とする。

該当範囲： 棟飾、避雷針、陸屋根高欄、脇玄関高欄面格子、八角塔高欄等

#### <基準4>

文化財の雰囲気や損なわないよう意匠上の配慮を必要とする部位。活用又は補強等のため特に変更が必要な部位、保存部分と意匠的に一体である部位。「構造のための変更<sup>4</sup>」「設備のための変更<sup>5</sup>」に該当する部位は基準4とする。内装及び設備関連の部位について、既製品ではあるが意匠に配慮した物品および色彩の選択が可能なものは基準4とする。

該当範囲： コンクリート部材、床（モザイクパーケット張、塩ビタイル張、煉瓦タイル張、絨毯、

<sup>2</sup> 付属資料③「復原改修工事時（昭和43年）の変更範囲に対する考え方」に示す。

<sup>3</sup> 同上

<sup>4</sup> 同上

<sup>5</sup> 同上

カーペット等)、壁面(モルタル巾木、塗装、壁紙、鋼製パネル等)、天井(塗装、木質系・石膏ボード)、アルミサッシ、照明、スピーカー、床置き空調機、PS、カーテン、守衛室、電話ボックス、八角塔内部(鋼製部材、木製建具、スチール戸)等

<基準5>

所有者等の自由裁量に委ねられる部位。保存や活用に必要のために取付ける既製品を基準5とする。

該当範囲： 防災関連設備、空調設備、給湯設備、衛生設備、放送設備、書架、配管等

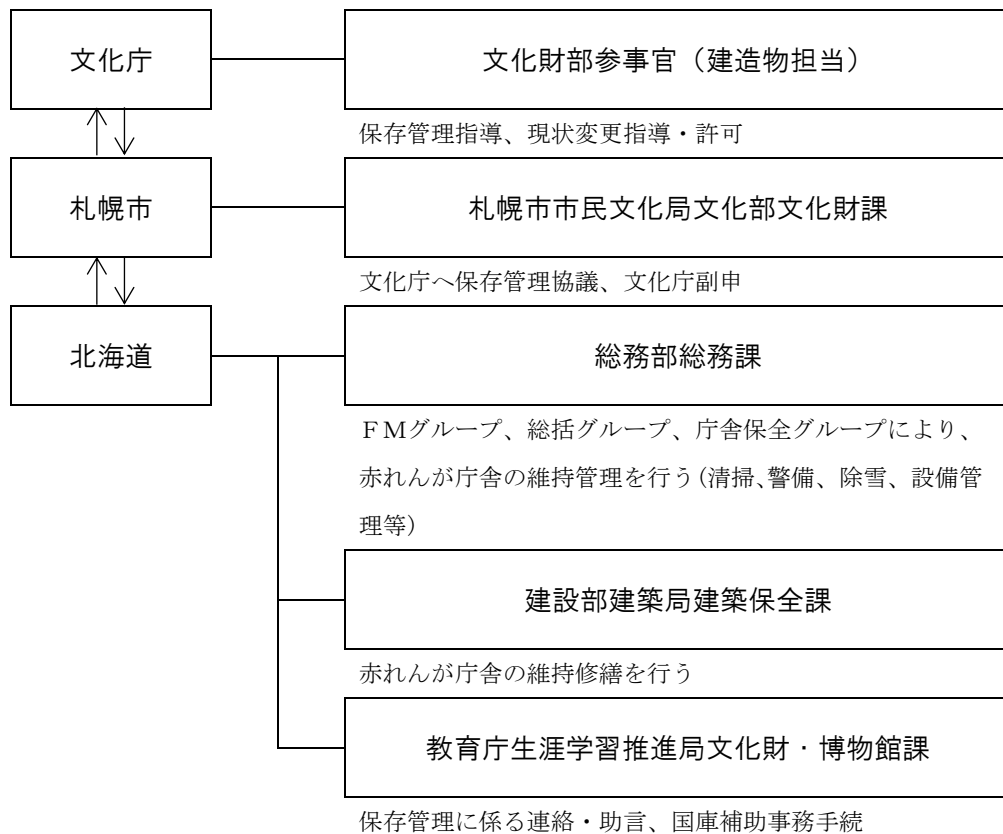
2-3 管理計画

(1) 管理体制

赤れんが庁舎は北海道の所有であり、「北海道財務規則」(昭和45[1970]年4月1日策定)、北海道庁舎等管理規則(昭和41[1966]年7月23日策定)、及び北海道建築物等保全規定(平成18[2006]年3月31日策定)等に基づいて維持・管理を行う。保存管理に疑義が生じた場合は、札幌市市民文化局文化部文化財課を通じて文化庁へ協議・指導を仰ぎ、必要に応じて許可申請を行い、適切な保存管理を進める。

専門的な知見を必要とする場合は、有識者からの意見を聴取するなどし、良好な維持管理に努める。

体制及び具体的な役割は、以下のとおりである。





## (2) 管理方法

北海道総務部総務課が中心となり、建物及び設備の管理を行う。主な管理業務は以下に示す業務委託で実施する。

### ア 清掃

北海道旧本庁舎（赤れんが庁舎）清掃業務 他 1 件

### イ 消防設備

北海道庁本庁舎消防用設備点検業務 他 3 件

### ウ ビル管理

北海道本庁舎等貯水槽清掃及び排水設備清掃業務 他 5 件

### エ 塵芥処理

本庁舎等塵芥処理業務 他 1 件

### オ 賃貸借

北海道庁等マット賃貸借

### カ 除排雪

北海道道庁本庁舎構内除雪業務

### キ 電気保守

北海道庁本庁舎等自家用電気施設保守点検業務

### ク 昇降機保守

赤れんが庁舎昇降機定期点検業務

### ケ 機器保守

北海道庁本庁舎等空調自動制御設備点検業務 他 1 件

### コ 設備管理

北海道庁本庁舎機械設備管理業務

### サ 庭園管理

北海道庁本庁舎等庭園管理業務

### シ 警備

北海道庁本庁舎、北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）及び本庁舎構内警備業務 他 1 件

### (3) 軽微な修繕

建造物の維持管理における修理届を要しない小規模な維持改修工事を「軽微な修繕」とする。基本的に基準4・5の部位に係る工事で、基準1～3の部位の保存に影響を及ぼさない範囲について軽微な修繕として取扱う。「軽微な修繕」に該当するか判断が難しい場合には、文化庁に確認を行う。

以下の表では、具体的に軽微な修繕として取り扱う項目をまとめる。

部分	部位	内容	備考
外部			
基礎	石積	苔類等の除去・清掃 (割損・汚損の点検)	
床面	石張 石段	苔類等の除去・清掃 (割損・汚損の点検)	
	煉瓦タイル張	割損の点検	
壁面	煉瓦積	苔類等の除去・清掃	
	石積 煉瓦張	〃 割損・脱落の点検	
天井	漆喰塗	剥落箇所の部分補修	
屋根	スレート葺	割損・脱落の点検 落下したスレートの確認・除去	
	銅板葺	老朽化した場合、同等品・同色で補修	部分的な補修
	換気塔	煉瓦張の割損・脱落の点検 落下した煉瓦の確認・除去	R C造煉瓦張の範囲に共通
	大煙突	〃	
その他	シャッター	可動の点検 老朽化した場合、同等品・同色で更新	
	簀子	腐朽・汚損したものは同等品に交換	
内部			
床面	塩ビタイル張 塩ビシート張	割損箇所は部分的に、同等品・同色で補修	
	モザイクタイル張	剥離箇所を同等品・同色で補修	
	煉瓦タイル張	〃	
	木製階段	木部塗装	在来と同様の塗料を使用 部分的な補修

	カーペット	摩耗・汚損したものは同等品・同色に交換	
壁面	漆喰壁	V P 塗装	在来と同様の塗料を使用 部分的な補修
	板張壁	木部塗装	
天井	漆喰塗	剥落箇所の部分補修	
建具	木製	木部塗装	部分的な補修
		割損ガラスの交換	
		金物補修	
		建付調整	
照明		老朽化したものの更新	躯体へ新たな負荷をかけない方法による
設備		〃	〃
その他	鋼製支柱	鉄部塗装	在来と同様の塗料を使用 部分的な補修
	木製支柱	木部塗装	

## 2-4 修理計画

### (1) 当面必要な維持修理等の措置

日常点検の中で不具合を発見した場合には「2-3. (3) 軽微な修繕」に示した修繕を実施する。

### (2) 今後の保存修理計画

#### ア 保存修理の方針

「2-1. (1) 保存状況（破損状況）」に示した通り、各部で破損が進行し根本的な保存修理の実施が必要な時期にきており、本計画策定完了後、保存修理事業着手を予定している。

保存修理事業は、本計画における保護の方針に基づいた毀損部分の修復（保存修理）と、防災計画（耐震対策）、活用計画などに基づいた新たな課題解決のための整備を計画する。保存修理の概要は、次のとおりである。また、工事中は、工事の状況に応じて、施工状況の公開などを検討する。工事に際しては、経年劣化、銅板葺の剥がれなど自然環境を要因とする破損、過去の修理時の不具合による破損など、各破損傾向の見極めに配慮する。

#### イ 修理計画概要

保存修理にて実施を見込む工事の概要を以下各項目に示す。

屋根工事	スレート葺替、銅板葺葺替、棟飾り・避雷針復旧 ・ 既存の宮城県雄勝町産スレート材は東日本大震災以降入手不可能であり、健全な葺材は再用を心がける。実施時には補足材に国内産を用いることを検討する。 ・ 銅板葺は葺材の剥がれ、継手からの透水を防ぐよう工法に改良を加える。 ・ 棟飾り及び避雷針の復旧に際しては、屋根への取り付け方を改める。 ・ 屋根の保守点検用として、新たに金物等の設置を検討する。
煉瓦工事	外壁煉瓦補修、換気塔・煙突煉瓦補修、外壁洗浄 ・ 煉瓦補修は、各所の破損状況に応じて煉瓦の取替え、部分的な張替え、または躯体の改修なども含め、再発を防止するために適切な工法を定める。
石工事	外壁石材補修、裏階段（西面）石段補修 ・ 石材への透水防止、地業の改良等を検討し対策を講ずる。
左官工事	漆喰壁塗直し、漆喰天井塗直し（正面玄関棟、南北脇玄関）、漆喰壁・天井亀裂補修 ・ 壁、天井等は本来の漆喰塗と改修によりプラスター塗とする個所があり、修理においては既存の仕様に合った適切な補修を行う。
塗装工事	外部塗装塗直し、内部塗装塗直し
建具工事	木製建具補修、鉄製建具補修
内装工事	壁クロス張直し、床カーペット敷替え、床フローリング補修、床ビニールタイル張直し、窓カーテン取替え
防水工事	南北バルコニー防水やり直し